

小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会 設置要綱 (案)

(目的)

第1条 世界自然遺産に登録された小笠原諸島の自然環境の適正な保全管理に必要な科学的助言を得るため、学識経験者による「小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会」（以下「委員会」という~~する~~。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 小笠原諸島の世界自然遺産地域としての価値の保全に関する事項
- (2) 小笠原諸島の自然環境の保全管理方針に関する事項
- (3) 保全管理のための調査研究・モニタリングに関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員、管理機関等オブザーバー及び事務局をもって構成する。

(1) 委員
事務局長から依頼委嘱された学識経験者

- (2) 管理機関
— 関東地方環境事務所
— 関東森林管理局
— 東京都
— 小笠原村

— ~~(3)~~ オブザーバー
関係行政機関
その他事務局長が必要と認める者

(3) 事務局
第5条第1項に定める行政機関

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議事進行を行う。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、委員会への出席を求めることができる。

4 委員は、自らが委員会に出席できない場合、自らの代理として、あらかじめ事務局長の了解を得た学識経験者を出席させることができる。

5 委員会長は、個別具体的に保全管理方針の検討を深める必要があると判断した重要な事項について検討を深めるためは、委員会のもと下に部会また又はワーキンググループを設置することができる。

- 6 委員会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、希少種の生育位置情報を含むなど、公開することが不適切なものについては委員長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、環境省関東地方環境事務所、林野庁関東森林管理局、東京都及び小笠原村によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省関東地方環境事務所が務める。

- 2 事務局長は、環境省関東地方環境事務所長が務める。

(その他)

第6条 委員会は、小笠原諸島の自然環境の適正な保全管理に資するため、小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議等との連携・協力を図る。

- 2 上記に定めのない事項で、委員会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年8月5日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 6年●月●日から施行する。

~~(別紙) 委員一覧~~

(別添)

小笠原世界自然遺産地域科学委員会の委員の依頼委嘱手続等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小笠原世界自然遺産地域科学委員会(以下、「科学委員会」という。)設置要綱第6条第2項の規定に基づき、科学委員会委員の依頼委嘱手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(依頼手続委員)

第2条 委員への依頼は、学識経験者のうちから、事務局長が書面をもって行う委嘱する。

-(任期)-

第3条 2 委員の任期は4月1日から翌年3月31日の1カ年度2年とするし、再任を妨げない。ただし、年度途中における依頼及び再任をさまたげない委嘱された委員の任期は、翌年度末までとする。

3 特に必要のある場合を除き75歳を超える者を委員に選任しない。

4 委員に占める女性の比率を40%以上、60%以下にするよう努める。

(附則)

この要領は、平成23年8月5日から施行する。

(附則)

この要領は、令和 6年●月●日から施行する。